

須賀川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年10月29日

須賀川市監査委員 大峰 和好

須賀川市監査委員 広瀬 吉彦

記

1 監査の目的

公の施設の管理運営は協定等に沿って適切に執行されているか、また、出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の範囲

「平成30年度市民の森指定管理者委託料」、「平成30年度藤沼湖周辺施設指定管理者委託料」に係る出納その他の事務の執行状況について実施した。

3 監査の期間

令和元年8月27日から令和元年10月25日まで

4 監査の対象団体及び所管課

(1) 平成30年度市民の森指定管理者委託料

団体 特定非営利活動法人はばたけ21夢飛行 理事長 大八木健治

所管課 文化スポーツ部生涯学習スポーツ課

(2) 平成30年度藤沼湖周辺施設指定管理者委託料

団体 おもふるハート株式会社 代表取締役 深谷武雄

所属課 産業部観光交流課

5 監査の方法

あらかじめ監査対象団体及び所管課に監査資料等の提出を求め、これを基に書類審査を行うとともに、対象団体及び所管課から説明を受けて実施した。

6 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な注意又は改善を要する事項については、口頭で指示した。